

# サポ・ちばニュース NO-7 (2018.5.9)

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば事務局発行

## 2017年度は、消費者問題入門講座を開催しました！



特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（愛称「サポ・ちば」）の主な目的は、消費者被害が広がらないように事業者へ不当な約款や勧誘行為、広告や表示等の改善を申し入れることです。

また、市民の皆様が消費者市民（消費が持つ影響力を理解し持続可能な消費を実践するなど、社会という大きな視点で行動する消費者）となるよう支援することも、活動の一つとしています。

この消費者問題入門講座（連続3回・会場 弁護士会館）は、会員をはじめ一般の消費者の皆さんに、身近な暮らしの問題から消費者市民の視点を身に付けていただく事を目的とした講座です。各回とも2講座（2つのテーマ）を開催し、2017年度は3回計6講座を開催しました。

### ◆第1回（開催日：2017年11月12日（日）・参加者：32人）

講演1. 「笑って学ぼう！うまいはなしはうまくない」 講師：落語家 立川平林さん

入門講座のスタートは、落語家の立川平林さんに「笑って学ぼう！うまいはなしはうまくない」と題して消費者問題をネタにした落語を披露していただきました。

出囃子にのって登場した平林師匠は、誰もが騙されること、消費者啓発は話を面白くしないと聞いてくれない、そのためにも落語がよいそうで、落語（詐欺の疑似体験）で想像力をつけることが大切だと話されました。



お話の後は、小噺を2つ。1つ目は医者と患者の小噺で、詐欺師も人間、騙しやすいかどうかを見極めて詐欺をしてくる…といった噺でした。2つ目の小噺はおじいさんとおばあさんの会話でした。相手の失敗に小言を言いあううちに、インターネット使用料金の不正請求、当選商法、送りつけ商法、催眠商法など典型的な詐欺の話が次々と飛び出してきて、実は2人とも詐欺に引かかっていた…という内容でした。



普通、消費者問題の講座は法律の説明など難しくなってしまうのですが、詐欺被害の事例を落語として面白くお話しくださり、とても楽しく学ぶことができました。

参加者も、平林師匠の言われる「想像力」が養われた講座となりました。

## 講演2. 「適格消費者団体ってなあに??」 講師：弁護士 中島順隆さん

続いては、「サポ・ちば」理事でもある中島順隆弁護士から、「適格消費者団体ってなあに??」と題して講演いただきました。

始めに適格消費者団体について、活動の目的やしくみ、制度ができた経緯や今後の目標などを、分かり易く説明していただきました。

続いて、消費者被害の現状についてお話してくださいました。弁護士の視点から「消費者トラブルは、消費者の理解・認識と事業者の説明の間にギャップがあることが原因」と話され、たとえば、消費者は細かい約款は読まないこと、交渉力の格差が存在すること、事業者が約款を決定し都合の悪いところは説明しない傾向にあること等が主な原因とのことでした。また訪問販売などでは、消費者が冷静に判断できない状況で事業者に契約させられてしまうこともあるとのことでした。

このような消費者の現状についての説明の後、適格消費者団体の存在意義や「サポ・ちば」の具体的な活動内容について説明くださいました。そして、身近にある消費者被害の予防や回復のためには適格消費者団体の存在が重要であることや、活動の継続には消費者・市民の皆様の理解と協力が必要であると話されました。



## ◆第2回（開催：2017年11月26日（日）・参加者：38人）

### 講演1. 「ネット社会に潜む落とし穴！！～ネットショッピング・電子マネー・

ネットリテラシーetc～」 講師：（一社）ECネットワーク 原田由里さん

この日は「ネット社会に潜む落とし穴！！」と題し、年々拡大を続けるEC（エレクトリック コマース、電子商取引）市場や、昨今台頭してきたフリマアプリなどについて説明いただきました。日常生活の中でインターネットがいかに身近に必要なものとなっていること、誰でも利用できる便利なものである反面、悪いことを考える人も自由に使えることを忘れない、そして重要なのは消費者である私たちがネットリテラシーを身につけることであると話してくださいました。その上で、インターネット上の売買やメール、ワンクリック詐欺やネット広告など、具体的な事例をもとに、気を付けるべきポイントを説明いただきました。



インターネット上には数えきれないサイトがあり、消費者はどのサイトを信用してよいのか、その判断が難しいことがあります。実際のサイト上の文言を数多く例にあげてサイトの信用性のポイントを説明して頂いたことで、実践的なネットリテラシーを身につけることができました。

## 講演2. 「食品表示制度って？～加工食品の原料原産国表示、インターネット販売等における食品表示～」 講師：消費者庁食品表示企画課課長補佐 渡邊悦夫さん

まず2015(平成27)年4月に施行になった食品表示法の趣旨と表示制度の内容について説明された後、2017(平成29)年9月1日改正による原料原産地表示制度について話されました。チョコレートや小麦、きんぴらごぼうなどの加工食品の表示例をもとに具体的に説明され、今後5年間の経過措置や店頭加工品の除外(販売店舗で直接確認できるため)ことも話されました。「この制度により、消費者が原産国を確認して購入することが可能となり、選択の幅が広がる」との説明でした。

最後に、食品のインターネット販売における情報提供のあり方について、消費者及び事業者向けのアンケート結果や消費者庁で行われた懇談会の内容などを説明してくださいました。

原料原産地表示を義務づける食品表示法の改正は、消費者の選択の幅を広げるものであり、意義のあるものだと感じました。また、そもそも食品表示法の改正を知らない消費者がまだ大多数だと思います。参加者からも「この講演を聞いて、初めて知りました。意味のある学習会でした」との声がありました。



### ◆第3回(開催:2017年12月10日(日)・参加者:34人)

#### 講演1. 安心した暮らしのために「トラブルに備える後見制度」

講師：司法書士 池亀由紀江さん

#### 者問題入門講

安心してくらすために～  
第3回



始めに、成年後見の現状(高齢化社会の到来により成年後見制度の需要が増加しているが担い手が不足していること)についてお話いただき、事例をベースに成年後見と地域の支援制度との関係を説明くださいました。

そして、成年後見制度の歴史や理念、内容(法定後見や任意後見の違い、イメージ図の説明など)等成年後見制度の総論について説明されました。

最後に、具体的事例を踏まえて成年後見制度の役割(後見を受ける人の判断能力をカバーするものであること、家族が事実上代理することは必ずしも望ましくないこと)、手続き(成年後見に至る基準や申立方法、必要書類など)、具体的な利用方法等についてもお話しされました。

また、池亀さんが司法書士として経験された成年後見制度の勘所や気を付けるべき点などを要所で挟みながらお話しくださり、参加者は最後まで興味深く熱心に聴くことができました。アンケートにも「将来、もしかしたら自分がお世話になるかも知れない成年後見制度のメリットやデメリット、使いどころを分かりやすく説明していただき、とても有益でした」「参考になりました」といった感想が寄せられました。

講演2. 安心した暮らしのために「エンディング・ノート 初めの一步」講師：金融広報アドバイザー 消費生活専門相談員 シニアライフアドバイザー 齋藤喜代美さん



最初に齋藤さんは、エンディング・ノートの役割についてお話しされました。このノートはエンディングという暗いイメージではなく前向きなものであること、エンディング・ノートを書きたい人は多いが実際に書く人は極めて少数であることなど説明されました。その後、レジュメに添付された実際のエンディング・ノートを見ながら、その各項目に従い記載内容や添付する書類など

のポイントについてお話しいただきました。齋藤さんは、自分の死後の準備が思ったよりも多岐にわたっていること、また死は突然訪れることもあるのであらかじめ準備をしておくことがとても重要であると、話されました。

参加者からは「残された家族になるべく迷惑をかけないように死後に備えるという、まずは遺言を残しておけば十分とっていました。実際に具体的な準備を考えた時、エンディング・ノートの活用はとても役に立つと思いました」といった感想が寄せられました。また「エンディング・ノートそのものを資料としていただいたので、話を聞きながら自分自身について整理をすることができた」、「すぐにエンディング・ノートを利用しないとしても、将来的に準備すべきものが明確になり、とても参考になった」といった声もありました。

